

岐阜市立三輪中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年1月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定
令和6年4月改定
令和7年4月改定

はじめに

ここに定める「三輪中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校として、これまで生徒会が中心になって「思いやり宣言」や「仲間の輝き見つけ」などの取組を行い、仲間を思いやり、誰もが安心安全に生活できる学校づくりを進めている。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

（3）いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間**とは、**少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、

期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。**

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------------|
| 1 | どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 | いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 | 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 | 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

・「安心して学び、自分の力を発揮できる学校」を目指し、生徒の心身の安全・安心を最優先に、いじめの早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を積極的に行い、生徒を守っていくものとする。

(6) 保護者の責務など

・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（確かな学力の定着）

生徒が「わかった」「できた」という充実感を味わうことができる授業づくりを推進していくことや、授業と関連付けた課題などによる家庭学習の「自学」を定着させていくことで、学習習慣を確立させる。また、確かな学力を定着させて、思考力や判断力を高め、いじめを防止する行動力を育てる。

（２）安心感を生み出す指導（仲間関係の構築）

授業や掃除活動、当番活動などを通して、全職員が生徒一人一人のわずかな変容を認め、価値付ける指導を大切にしていく。また、いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「４つの約束」など）によって生徒の規範意識を高めていく。また、いじめアンケートやここタンなどを通して、生徒の悩みや不安を解消し、望ましい人間関係を築いていくように、全職員が共通理解して問題行動に立ち向かっていく。

（３）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

道徳の時間を充実させ、自己を見つめ、他を思いやる心を育てる。また、仲間とともに主体的に自分の生き方を見つめ、生活を切り拓いていく力を育てる。「輝き見つけ」や「よいこと見つけ」などの仲間の良さを見つける活動を帰りの会に位置づけるなどして、仲間のことを認め、励まし、感謝する心をもてるようにする。

（４）全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

生徒が自己存在感を味わうことのできる学級・学校経営の充実に努める。そのために、自らの判断とその行動に責任をもち、「気付き 挑み 創る」の過程をすべての教育活動に位置づけ、適切に評価しながら進める。また、共通理解・共通行動のもとに、いじめなどの問題行動に対する迅速な指導と生徒理解のもとに、生徒に寄り添い、いじめの未然防止に努める。

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

全職員が危機意識をもち、自らがその研修に励み、情報モラル教育を全教育活動で実施していく。また、家庭や地域にも協力を得られるよう学校運営協議会やPTA活動と連携させながら取り組んでいく。

3 いじめの早期発見・早期対応

（１）いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・生徒会がクラスに設置している「目安箱」を活用し、クラスで心配なことや仲間がいじめられていることなどがあれば、それを報告できるようにする。

（２）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・定期的に「心のアンケート」「いじめ防止アンケート」等の調査や無記名の情報提供アンケートを実施する。
- ・回答しやすい環境整備（自宅での記入、スマート連絡帳等での周知）に努める。
- ・生徒の行動観察やここタンなどからいじめが疑われる事案を早期に発見し、迅速かつ適

切に情報を共有して、これに対処できるよう、学年打合せや主任会を位置づける。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

- ・いじめ対策監による、休み時間や掃除時間の校内巡視。
- ・迅速かつ組織的に対応するための校内組織（フロー図）の共通理解をする。
- ・いじめ対策会議を立ち上げ、迅速かつ適切な情報共有をする。
- ・スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応（役割分担と具体的な手立て）

(4) 教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーやほほえみ相談員等を配置し、保護者を含めて問題を解決するための相談を行う。
- ・日常的な生徒と教職員とのコミュニケーション活動を充実させたり、不安や悩みを抱える生徒に積極的に働きかけたりするなど、予防的教育相談を充実させる。

(5) 教職員の研修の充実

- ・夏季休業などを利用して、スクールカウンセラー等を講師に研修会を実施したり、校内の事例から研修したりして、教職員の人権感覚を高めていく。また、研修を通して学校組織でいじめ事案に対処していくことやいじめへの適切な指導方法を学ぶようにする。またこういった研修の中で発達障害の生徒に対する対応の仕方についても研修していく。

(6) 保護者・地域との連携

- ・PTAの各種会議や保護者会などにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場をもうける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年便りなどによる広報活動を積極的に行う。（被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届けにも留意する）

(7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・いじめ事案があれば、直ちに教育委員会への報告を行う。また、警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、病院等の関係機関とも情報共有をし、支援・指導の際の連携を強化していく。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

（法の規定を踏まえ、構成員を明確にして設置すべき組織について）

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有

- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒等の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学 校 職 員：校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、（主任いじめ対策監）、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
 学 校 職 員 以 外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「三輪中学校いじめ防止プログラム」

月	取 組 内 容	備考
4 月	・職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・教師による「良いこと見つけ」（生徒への視点の提示） ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用説明 ・生徒会役員によるいじめ未然防止の活動	「方針」の確認
5 月	・PTA総会で「方針」説明 ・学校運営協議会で「方針」説明 ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ＊校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施 ・「心のアンケート」（記名式）の実施 ・アンケート実施後の即時対応・指導、事後指導等の見届け ・生徒会主体による「良いこと見つけ」（継続実施）	
6 月	・「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日） ・生徒向けネットいじめ研修① ・いじめについて考える道徳授業の実施 ・「いじめ防止アンケート」（記名式）の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・教育相談委員会の実施	
7 月	・「いじめについて考える日」7月3日 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り） ・職員研修（ネットいじめ・教育相談も含めた）	第1回県いじめ調査
8 月	・岐阜市生徒会サミット	
9 月	・心のアンケート（記名式）の実施 ・アンケート実施後の即時対応・指導、事後指導等の見届け ・生徒会サミットの報告	
10 月	・「学校運営協議会」の実施 ・教育相談委員会の実施	
11 月	・「ひびきあいの日」の取組（三輪中「思いやり宣言」を具現化する生徒会主催の取組～2月継承と発展を誓う会まで） ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・いじめ防止アンケートの実施（記名式）と教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	

12月	・三輪中人権週間の取組 ・生徒会による「思いやり表彰」の実施	第2回県いじめ調査
1月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り、第2回県いじめ調査の校内調査報告） ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施	
2月	・いじめアンケートの実施（記名・無記名選択式）の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・「継承と発展を誓う会」で三輪中「思いやり宣言」を具現化する取組のまとめ ・学校運営協議会の実施（いじめ調査の校内調査報告）	
3月	・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・職員会（1年間のいじめ防止の取組の振り返り）	第3回県いじめ調査 問題行動調査（文科）

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

（「組織対応」「対応の重点」「大まかな対応順序」など。「いじめ防止これだけは！」平成24年9月：岐阜県教育委員会や「ほほえみと感動のある学校をめざして【三訂版】～いじめの未然防止のために～」平成24年3月：岐阜県教育委員会等を参照）

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた生徒に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

（いじめの未然防止に係る取組やいじめの実態把握や措置を行うために踏まえるべき項目など）

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改定参照）
（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改定参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。